

議案第 67 号

山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め  
る。

平成 29 年 12 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）の施行に伴い、関係条例を改正  
する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(山都町営住宅条例の一部改正)

第1条 山都町営住宅条例（平成17年山都町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第32条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第3項の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められる時は、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、

当該入居者の町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第34条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を、「第32条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同条第2項中「2倍に相当する額以下で、町長が定める額の」を「1.5倍に相当する額の」に改め、同条第3項中「の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第19条の規定は」を「及び第17条の規定は」に改める。

第37条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第32条第3項」を「第32条第4項」に改め、「若しくは金銭の」を削る。

第40条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第41条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

(山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【第1条関係】

山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第3項の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入</u></p>

3 第16条から第19条までの規定は、第1項\_\_\_\_\_の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び\_\_\_\_\_第32条第1項\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 町長は、第14条第1項\_\_\_\_\_、第32条第1項\_\_\_\_\_若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第32条第3項

居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情があると認められる時は、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

4 第16条から第19条までの規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項並びに第32条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の1.5倍に相当する額の\_\_\_\_\_金銭を徴収することができる。

3 第16条及び第17条の規定は\_\_\_\_\_第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 町長は、第14条第1項若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第32条第4

又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

## 2・3 (略)

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項\_\_\_\_\_、第32条第1項\_\_\_\_\_又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

第41条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項\_\_\_\_\_、第32条第1項\_\_\_\_\_又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

項又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃\_\_\_\_\_減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

## 2・3 (略)

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

第41条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第32条第1項若しくは第3項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【第2条関係】

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年山都町条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>